

鳥取県農林水産部測量等業務資格審査委員会運営要領

制 定 平成23年9月5日付第201100088753号
最終改正 令和6年8月6日付第202400117607号
鳥取県農林水産部長通知

(目的)

第1条 この要領は、農林水産部（本庁に限る。）が発注し、入札する建設工事を伴わない測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償コンサルタントの業務等（以下「測量等業務」という。）に係る入札参加資格の設定、指名業者の選定等（以下「資格設定等」という。）を適正に行うため農林水産部に設置する資格審査委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の召集)

第2条 農林水産部長は、資格設定等に係る決定を行おうとするときは、委員会を召集し、当該委員会で承認を得た事項に基づき、当該資格設定等を行うものとする。

(業務)

第3条 委員会は、次に掲げる資格設定等について審議するものとする。

- (1) 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「入札規則」という。）第15条第2項の規定に基づく同条第1項の表に定める方式以外の入札の方法又は随意契約の方法により契約の相手方を決定する旨の決定
- (2) 入札規則第16条の規定に基づく本店の所在地に関する応募条件の設定
- (3) 入札規則第17条の規定に基づく格付等級に関する応募条件の設定
- (4) 入札規則第18条の規定に基づくその他の応募条件の設定
- (5) 入札規則第32条第2項の規定に基づく総合評価入札により契約の相手方を決定する旨の決定
- (6) 鳥取県農林水産部測量等業務プロポーザル実施要綱（平成14年6月26日付農政第277号農林水産部長通知）に基づく公募型プロポーザル方式により契約の相手方を決定する旨の決定
- (7) 入札規則第7条第3項又は第34条の規定に基づく入札参加制限等の決定
- (8) 入札規則第35条の規定に基づく入札参加制限の期間中の取扱いの決定
- (9) 入札規則第36条の規定に基づく下請負者の入札参加制限の決定
- (10) 入札規則第37条の規定に基づく共同企業体の入札参加制限の決定
- (11) 入札規則第40条の規定に基づく入札参加制限の期間の変更等の決定
- (12) 前各号に定めるもののほか、農林水産部が入札及び契約を適正に行うために必要な事項

(構成)

第4条 委員会は、農林水産部長、農林水産部次長、農業振興局長、農地・水保全課長、森林・林業振興局長で組織する。ただし、農林水産部長が必要と認めるときは、所管課長（発注する測量等業務を所管する課長をいう。）、関係課長その他の職員を出席させることができる。

2 委員会は、農林水産部長が議長となる。ただし、農林水産部長がその職務を行うことが困難なときは、農林水産部長が指名する者が当該職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(その他)

第5条 委員会の庶務は、農林水産政策課において処理するものとする。

2 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、農林水産部長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年9月5日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年8月6日から施行する。